

令和4年9月15日

会員各位

熊本市歯科医師会
(医療管理委員会扱い)

歯科助手の業務範囲について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、最近、歯科助手の業務範囲に係わるトラブルが増えてきています。

歯科助手の業務範囲は、歯科医師と歯科衛生士のサポートが主な仕事であり、口腔内に手を入れて行う医療行為はできません。

歯科助手がレントゲン撮影やスケーリングなどの禁止行為を行った場合、指示した歯科医師だけでなく、実際に指示を受けて違法行為を行ったスタッフも刑事罰を受ける可能性があります。

また、歯科助手が医療行為を行って医療事故等を起こすと、医師賠償保険において免責となり、使用者が多大な負担を背負うこととなります。

実例として、印象採得した歯科助手とそれを指示した歯科医師が逮捕されたり、歯科助手にスケーリングを指示した院長が逮捕されています。また、スタッフにレントゲン撮影を行わせたことにより、歯科医師とそのスタッフが書類送検され、さらに、当のスタッフが退職後に「違法行為をさせられた」と院長を訴え、多額の示談金を支払うことになった事例もあります。

今は誰でも簡単に、歯科助手の業務範囲をインターネットで検索することができます。

くれぐれも歯科助手の業務範囲を守ってください。